

—資料—

一般病棟の高齢患者へ身体拘束を行った看護師を対象とした看護研究の動向

山岡八千代¹⁾，藤野 文代²⁾

キーワード：一般病棟，高齢患者，身体拘束，看護師，看護研究

I. はじめに

緒方らは“看護研究は，すぐれた看護技術を開発し，看護学の発展に直接貢献してきた”¹⁾と述べている。そして第35回日本看護科学学会学術集会では，現在看護管理や看護教育など約20数領域が見られるようになってきている²⁾。その中において身体抑制あるいは身体拘束の分野は看護倫理や看護技術に分類されると考える。しかし，日本看護科学会誌³⁾での身体拘束または身体抑制を用いたキーワード検索では，該当する論文は見当たらなかった。

身体拘束に関する法律は，1999年（平成11）厚生省令による介護保険施設での身体拘束の禁止がある⁴⁾。また精神科病院での身体拘束に関する法律には，精神保健福祉法や2004年（平成15）の診療報酬改定で「医療保護入院等診療科」の新設により，その算定要件として「行動制限最小化委員会」の設置義務がある⁵⁾。このように介護保険施設や精神科病院での身体拘束に該当する法律はあるが，一般病院の身体拘束には該当する法律はみられない。

日本看護協会は，身体拘束における取り組みとして1999年（平成11）医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において，施設の指定基準に身体拘束廃止の規定を設けることを主張し，「介護保険施設で身体拘束をしないために」を作成した。次いで2000年（平成12）厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」マニュアル分科会により作成された「身体拘束ゼロへの手引き」を各都道府県看護協会や関連機関へ配布し，普及活動を行った。また2000～2002年の毎年に介護保険施設における看護職の集いや身体拘束に関する研修を開催した。各都道府県

看護協会においては，介護保険施設で働く看護職の交流会の開催，身体拘束廃止の実践に向けた教育研修の実施，都道府県の「身体拘束ゼロ作戦推進会議」で作成されたパンフレットの配布等による普及活動，身体拘束に関する相談窓口の設置を行っていた⁶⁾。

身体拘束に関する看護研究において武らは，“1988年前後から「抑制」「固定」に関する文献が急増している”と報告していた⁷⁾。そして1999年以後から現在に至るまでの身体拘束に関する研究は，看護師の葛藤に関するもの⁸⁾⁹⁾，身体拘束の実態に関するもの¹⁰⁾¹¹⁾，身体抑制の基準作成に関するもの¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾等多数みられている。筆者らは，精神科病院における身体拘束を本学会誌6巻2号で報告した。今回は，一般病院における高齢患者への身体拘束に関する文献検討を行い，一般病院における身体拘束の看護研究の動向を明らかにしたいと考えた。

II. 研究方法

1. 研究期間

平成27年10月～平成27年12月

2. 分析対象文献

文献検索は，2013年より過去10年間の文献を医学中央雑誌web版（Ver.5）を使用し，キーワードは「身体拘束」or「身体抑制」and「高齢者」and「看護師」，「身体拘束」or「身体抑制」and「認知症」and「看護師」とした。その結果118件の原著論文があった。118件の文献から一般病棟を対象とした文献を抽出したのち，事例検討に関する文献，看護学生に関する文献を除外し，20件の文献を抽出した。その20件の文献から研究対象が看護師以外である文献および抄録又は要旨の記載していない文献を削除した7件の文献を用いて検討した。

3. 分析方法

対象とした7件の文献を，学会誌名，研究デザイン，

1) Yachiyo Yamaoka,

関西福祉大学大学院 看護学研究科 2年

2) Fumiyo Fujino

関西福祉大学看護学部

表 1 対象文献の一覧

文献番号	著者名	学会誌名	論文タイトル	研究デザイン	研究目的	研究方法	結論
1	山本 美輪	日本看護管理学会誌 (1), 5-12, 2005	看護系経験年数による高齢者の身体的抑制の差	量的研究	看護系経験年数による高齢者の身体的抑制の差を明らかにし、高齢者の身体的抑制の差を軽減するための必要性を検討する	1. 研究対象者 関西圏にある14病院の一般病棟に勤務している看護者1929名 2. 研究方法は看護者1477名を独自で作成した調査票を用いた質問紙調査法 3. 分析手法はジレンマ20項目を用いて一元配置分散分析による多重比較を行い、看護経験年数別における差を明らかにした。	1. 高齢者の身体的抑制に対する看護者が抱くジレンマは、看護者の看護経験年数によって有意な差が認められる 2. 身体的抑制の代替案の必要性がある 3. 看護系経験年数が多いほど、高齢者の身体的抑制に対して、有意にジレンマを感じている状況が多く、特にベテラン群(看護系経験年数編年11~36年)において、高齢者看護に対する看護倫理的判断能力を高める教育的必要性がある
2	西 嶋梓 千葉 由美 佐々木 晶世 山本 則子	高齢者虐待防止研究 (1), 94-102, 2009	都内医療機関における身体的抑制の現状と関連要因の検討	量的研究	医療機関における身体的抑制の現状を明らかにし、身体的抑制の軽減を促すための対策を検討する	1. 研究対象者 東京都内の532病院の半数の266病棟で、精神科病棟以外を任意の1病棟において病棟管理者から回答を得た68人 2. 研究方法 ・調査内容は、身体抑制に影響する要因として「施設要因」「病棟要因」「管理要因」「現状の困難」「抑制阻止への取り組み」を想定した概念枠組みを作成して検討 ・「抑制以外の代替的なケア方法」については、過去の文献を参考に26項目のリスト作成、実施状況を4つのカテゴリで回答を得た 3. 分析手法 ・身体抑制数を入院患者総数で割ったものを「身体抑制率」とし、中央値で「抑制高群」「抑制低群」の2群に分けた。 ・Mann-WhitneyのU検定を用いて「抑制高群」と「抑制低群」の2群間に違いがあるか検討	1. 抑制率の高い施設は低い施設と比べ、日勤勤務者が少なく、認知症やせん妄を有する患者や、持続的にカテーテル等を留置している患者が多く、病棟管理者は、18~21時により多くの人員を必要と感じていた。 2. 抑制率の低い施設では、抑制に関する研修へのスタッフの参加などの取り組みが行われ、夜間のアラティビティなどのケアを身体抑制の低減に高かった。 3. 身体抑制の低減には、認知症ケアに焦点を当てた抑制代替案の教育普及や、認知症患者やドレージ管理等の多い病棟への人員追加が奏功する可能性がある
3	乙村 優 徳川早知子	日本精神科看護学会誌 54(3), 114-118, 2011	一般病棟で認知症高齢者がかかわる看護者の困難	質的研究	一般病棟で認知症高齢者がかかわる看護者の困難について、看護者の実態を明らかにする	1. 研究対象者 A. 病院の一般病棟に勤務する看護者20名 2. 研究方法 ・半構成的面接法 ・認知症高齢者がかかわる中で困難に思っていた場面について想起してもらい、その時の場面や認知症高齢者の行動、その時の看護者の感情について語ってもらう 3. 分析方法 質的帰納的分析	1. 一般病棟における認知症高齢者と関わる中で看護者が困難と認識した場面は「患者と意思の疎通がはかれない困難」「患者の対応が難しい」「危険行為に対する対応」「認知症のBPSDへの対応」があった 2. 困難な事柄に遭遇した際の看護者の感情には「いらだち」「あきらめ」「葛藤」があった。 3. 困難な事柄の際の看護者の対応では「何度も説明する」「ケアの工夫」「そばにいる」「身体拘束」「家族への協力依頼」があった。
4	山本 美輪	インターナショナルNursingCare Research (3), 77-86, 2012	認知症高齢者に対する身体的抑制の差	量的研究	一般病棟勤務高齢者に対する身体的抑制の差を明らかにし、看護者の実態を明らかにする	1. 関西圏下の協力者の得られた3都道府県の一般病棟の一般病棟勤務看護者340名 2. 研究方法 ・本研究の概念枠組みにて作成した質問紙調査法 ・「看護者のジレンマ」を参考に5つの領域における認知症高齢者への身体的抑制時に看護者が感じるジレンマを想定し、計20項目を作成した。 ・そのジレンマに対して圧力司の職場用コーピングスケールの構成する3つの下位概念において、認知症高齢者への身体的抑制に直面した時に感じるジレンマの概要を参考として、ジレンマに対するコーピングの状況を表すスケール16項目を作成 3. 分析方法 ・ベナーのドレイフラスモデルを適用し、5段階に区分し、探索的因子分析、相関関係の分析を行った。	1. 認知症高齢者への身体抑制時に感じるジレンマの探索的因子分析「治療遂行と安全・安楽確保」に関するジレンマ因子「認知症高齢者への対応に関するジレンマ因子」「協同関係上でのジレンマ因子」「看護業務中の優先順位に関するジレンマ因子」の4つがあった 2. 認知症高齢者への身体的抑制時に感じるジレンマに対するコーピング16項目の探索的因子分析「自己解決型ジレンマ・コーピング因子」「回避型ジレンマ・コーピング因子」の2つがあった 3. 看護経験年数別におけるジレンマ・コーピング因子得点およびジレンマ因子得点の相関関係の分析 ・初心者・新人群で自己解決型コーピング因子と治療遂行安全確保ジレンマ因子で正の相関、回避型コーピング因子と協同関係ジレンマ因子で負の相関、達人群では自己解決型コーピング因子と協同関係ジレンマ因子に有意な正の相関がみられた。 ・初心者・新人群は、達人群のコーピングを学ぶことでコーピング能力向上が示唆された。

5	矢野かおり 佐藤文子	共済医報 62(3) 270-275, 2013	抑制廃止にむける の取り組み	量的 研究	抑制廃止における の取り組み	抑制基準を減少 させること で、患者が 苦痛を軽減 し、生活の 質を向上 させること を目的と する	1. 研究対象者 平塚共済病院のA病棟においてインタビュー調査に同意した 看護師16名 2. 研究方法 1) 抑制判断基準作成前の抑制使用に関するインタビュー調査 目録の有無、他職種との連携の有無 2) インタビュー内容から抽出された課題による解決策の検討、 抑制判断基準の作成 3) 抑制判断基準作成後の抑制使用に関するインタビュー調査 (研究対象者及びインタビュー内容は1)と同様) 4) 抑制使用件数、インタビュー件数比較調査	1. 抑制判断基準前のインタビュー ・抑制使用目的はグループ自己除去防止や転倒・転落防止 ・抑制使用の判断基準は生命維持に必要な治療の有無、理解 力 ・抑制解除の基準は、看護個人の見解に委ねられており、 解除理由はグループが取れた時 ・抑制使用時の看護師の思いは、仕方がない、したくないな ど ・抑制部位の観察項目記入は、記入している、していないに 二分化 ・抑制使用に関して医師に治療方針を確認する場合とそうで ない場合があった ・医師に抑制使用に関しては看護師が行っていた が、抑制使用の内容から抽出された課題による解決策の検討、 抑制判断基準の作成 2. インタビュー内容から抽出された課題による解決策の検討、 抑制判断基準の作成 1) 抑制使用を検討する際、三大原則に基づき判断すること を統一 2) 抑制使用の判断を他職種と連携し、検討する 3) 抑制解除基準を統一 4) 抑制使用時の観察項目、記載方法を統一 3. 抑制判断基準作成後の抑制使用に関するインタビュー調査 ・抑制使用目的の代替案はルーティングの工夫、センサーマッ トの使用、見守り ・代替案実施の思いは患者にとつてストレスがかからないだ らうこと ・抑制部位の観察項目記載は、すべての看護師が実施 ・看護師一人で抑制使用について判断することはなかった ・体幹抑制は全く使用していなかった ・抑制使用の有無にかかわらず転倒・転落、グループ自己 除去のインシデント件数は減少していなかった	1. 研修会前後の質問紙調査から看護師の拘束行為およびその 必要性は全項目(4項目は有意)で増加し、弊害の認識も1 項目以外すべて増加(1項目は有意) 2. 拘束を実施した看護師数は、1項目以外すべて減少(4項目 中有意) 3. PCC等を活用したアクションリサーチは不必要な拘束の減 少に有効と評価でき、今後の活用が期待できる
6	真美子 美帆	日本認知症ケ ア学会誌 12(4) 763-772, 2014	一般病院内における 認知症高齢者への 抑制廃止の取り組み の検証	量的 研究	一般病院内における 認知症高齢者への 抑制廃止の取り組み の検証	A 一般病院内看護 士と看護師の 連携を促進 し、不必要な 拘束の減少を 目的とする	1. 研究対象者 C県D地区のA病院の看護師、2009年は42人、2011年は51 人 2. 研究方法 1) 研修会の開催 ・PCCについて90分の講義を2010年4～6月に3回、11 月に1回、バリデーションの理念について90分の講義を 2011年3月、6月に計2回実施し、2回目にはバリデー ションに基づいたコミュニケーション方法について演習 2) ワンショプの開催 看護師各々が拘束への思いを絵にし、絵の説明と質疑応答、 自由討議を2回実施 3) PCC等の視点に基づく4つの事例検討 4) 中心メンバーと病棟スタッフによる病棟研究 5) 研修会前後のA病院全看護師に対する質問紙調査 ・3要件の認知度(5件法) ・「介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的行為11 項目」の認知度 ・身体拘束ゼロ作戦推進会議による拘束の10項目の認知度 ・拘束の必要度認識、拘束実施経験、など 3. 分析方法 X ² 検定、Mann-Whitneyの検定	1. 研修会前後の質問紙調査から看護師の拘束行為およびその 必要性は全項目(4項目は有意)で増加し、弊害の認識も1 項目以外すべて増加(1項目は有意) 2. 拘束を実施した看護師数は、1項目以外すべて減少(4項目 中有意) 3. PCC等を活用したアクションリサーチは不必要な拘束の減 少に有効と評価でき、今後の活用が期待できる	
7	松井 美帆	高齢者虐待防 止研究 10(1) 121-128,	医療施設における 身体拘束の廃止への 取り組み	質的 研究	医療施設における 身体拘束の廃止への 取り組み	医療施設における 身体拘束の廃止への 取り組み	1. 研究対象者 近畿圏内の3医療施設に勤務する看護師227名 2. 研究方法 ・留置質問紙調査 ・身体拘束の実施状況、身体拘束廃止への取 り組み、非該当の理由、身体拘束廃止への取 り組み、身体拘束廃止への意識 ・身体拘束の実施状況は「身体拘束ゼロへの手引き」の中で 示されている「身体拘束禁止となる具体的な行為11項目」 を参考 3. 分析方法 各項目について単純集計 ・身体拘束の実施率の病棟比較のためクロス集計、X ² 検定	1. 身体拘束の実施率は「ミトン型の手袋」96.1%、「車椅子か ら下り落ちたり立ち上がりたりにY字型拘束帯や 腰パナル、車椅子テーブルをつける」84.9%、「ヘッドを冊で 囲む」83.4%で高かった。 2. 回復期・療養病棟では「脱衣やおむつ外しを制限するため に介護衣を着せる」が外科系病棟より多かったことを除き、 内科系・外科系病棟に比較して拘束の実施率は低かった 3. 身体拘束を行った理由の上位3項目は「点滴等のチューブ を抜去する恐れ」「転倒・転落のおそれ」「車椅子からのずれ が落ちる」の割合が約90%以上であったが、「職員が見守るの が難しい」は52.6% 4. 身体拘束が必要かの判断は、「主任・リーダー・職員の判断」 57.6% 5. 身体拘束の取り組みは、「スタッフによる定期的なカンファ レンス」「センサー等の配備」58.0%「介護・看護用具 の工夫」27.3%	

研究目的, 研究対象者, 研究方法, 結論にて整理し, 内容を検討し, 一般病院における身体拘束の看護研究の動向を明らかにした.

4. 用語の定義

1) 一般病棟

本研究においては「一般病棟」を急性期, 回復期, 慢性期, 終末期を含む病棟で, 精神科病棟, 療養病棟, ICU・CCU病棟, 小児科病棟, 産婦人科病棟を除く病棟とする.

2) 身体拘束

本研究においては, 抑制帯, 安全ベルト, 胴体ベルトを用いて運動制限を行う方法とし, 身体抑制を含むこととする.

III. 結果

表 1 には, 7 件の対象文献の概略を示した.

研究対象は, いずれも看護師であった.

対象文献を掲載した学会誌名は, 「高齢者虐待防止研究」が 2 件, 他の文献においては「日本看護管理学会誌」「日本精神科看護学会誌」「インターナショナル Nursing Care Research」「共済医報」「日本認知症ケア学会誌」それぞれ 1 件であった.

研究目的は, 看護師のジレンマあるいはジレンマとコーピングの関係を明らかにするもの 2 件 (文献 1, 4), 身体拘束の実態及び減少への対策を明らかにするもの 2 件 (文献 2, 7), 看護師の困難の実態を明らかにするもの 1 件 (文献 3), 抑制使用件数または拘束の減少を目的としたもの 2 件 (文献 5, 6) であった.

質的研究で行った研究論文は, 2 件であった. それらは, 半構成的面接法を行い質的帰納的分析を行った文献が 1 件 (文献 3), 抑制判断基準作成前後のインタビュー調査 1 件 (文献 5) であった.

量的研究方法で行った研究論文は, いずれも質問紙調査法であった. 質問紙の項目では, 「身体拘束ゼロへの手引き」及び三要件を参考にしたもの 2 件 (文献 6, 7), 過去の文献を参考にしたもの 1 件 (文献 2), 独自に作成したジレンマ 20 項目を用いたもの 1 件 (文献 1), 「看護師のジレンマ」を参考にしたもの 1 件 (文献 4) であった. 分析方法は, 統計処理として, 単純集計及び χ^2 検定など (文献 6, 7), U 検定 (文献 2), 一元配置分散分析による多重比較 (文献 1), 探索的因子分析, 相関関係の分析 (文献 4) を行っていた.

結論は, 表 1 に示した通りであった.

IV. 考察

考察の視点は, 1. 研究目的に関すること, 2. 研究方法に関すること, 3. 身体拘束の減少に向けた取り組みの結果に関すること, の 3 点で行った.

1. 研究目的に関する考察

対象文献の研究目的は, 身体拘束の実態, 看護師の困難やジレンマについての実態, 身体拘束の減少に向けた取り組み, の 3 点いずれかを明らかにするものであった.

研究目的に身体拘束の実態を明らかにすることを挙げ理由には, 以下のことが考えられる.

一般病院での身体拘束についての評価は, 病院機能評価の機能種別評価項目に記載がある¹⁵⁾. 倉田らは, “一般病院には法的な規制がなく, 拘束の開始・解除の基準等も未確立である”と述べている¹⁶⁾. また矢野らの研究のように身体拘束を行う際の基準は, 病院により違いがある¹⁷⁾. 身体拘束施行者数について野田らは, 全国調査にて地域により違いがあること, その増加は都道府県により一様でないことを報告していた¹⁸⁾.

身体拘束の実態を明らかにすることは, 病院機能評価の機能種別評価項目には記載があるが一般病院には法的な規制がないこと, 身体拘束施行者数は地域により違いがあるといった 2 点により継続的に必要であると考えられる. そして身体拘束の実態を明らかにする研究と共に看護師のジレンマや身体拘束の減少に向けた取り組みを明らかにする研究も必要であると考えられる.

2. 研究方法に関する考察

次に, 研究方法について考察する. 麻原らは “一般的に質的研究を行う目的は物事の本質をとらえることであり, 量的研究を行う目的は一般化できる法則を提示することである”と述べている¹⁹⁾.

文献 6, 7 は, 量的研究である. また質問紙の項目において「身体拘束ゼロへの手引き」及び三要件を参考にして, 研究目的の結果及び一般化できる法則を出していた. よって文献 6, 7 の研究方法は, 今後活用できるものであると考える.

文献 1, 2, 4 は, 量的研究であった. 文献 1, 4 は看護師のジレンマに関する研究で, 文献 2 の研究目的は身体抑制の実態を明らかにするものであった. それぞれの文献は, 一般化できる法則を見出していた. しかしジレンマやジレンマとコーピングの関係の研究は, 精神面に関するものである. そのため今後の課題として, 看護師の細やかな気持ちを明らかにできるような質的研

究や混合研究²⁰⁾を用いる必要があるのではないかと考える。

文献 3, 5 は, 質的研究であった。文献 3 は, 看護師が入院中の認知症高齢者に関わる中での困難な実態を明確にとらえており, 今後の研究方法として参考になると考える。文献 5 は, 看護師へのインタビューにより抑制判断基準作成ができてきている点では, 今後の研究方法として活用ができる。しかし抑制判断基準作成及び使用による効果を測定するには, 看護師へのインタビューや抑制件数とインシデント推移の関係で判断するのは難しいと考える。そのため今後において抑制判断基準使用による効果の判断には, 適切な効果測定方法を検討する必要があると考える。

3. 身体拘束の減少に向けた取組みの結果に関する考察

文献 6 では, 研究や研修により身体拘束の減少に効果が見られていた。またアンケート調査と「身体拘束ゼロへの手引き」を参考にした勉強会²¹⁾や身体拘束に関するビデオ学習²²⁾を行った研究では, 身体拘束の時間の減少や看護師の拘束廃止への意識向上による効果が報告されていた。身体拘束の減少には, 西嶋らは“特定のケア技術が奏功するよりも研修会に参加すること”と述べており²³⁾ その意見に賛同する。そして身体拘束に関する研究を行うことも効果的であると考ええる。

対象とした 7 件の文献のフィールドは, 計約 121 施設である。しかし厚生労働省の医療施設動態調査による 2014 年 12 月での一般病院数は, 7428 施設であった²⁴⁾。

このように身体拘束に関しての研究に取り組んでいる施設は, 全国的に少ないといえる。一般病院における身体拘束の減少や看護師の研鑽のためにも, 今後も身体拘束に関する研究を行う必要があると考える。

V. 結論

一般病棟の高齢患者へ身体拘束を行った看護師を対象とした 7 件の文献を検討した結果, 次の 3 点が看護研究の動向として明らかにされた。

第 1 として, 対象文献の研究目的は, 身体拘束や看護師の困難及びジレンマについての実態, 身体拘束の減少に向けた取組みを明らかにする等であった。

第 2 として, 身体拘束の看護研究は, 「身体拘束ゼロへの手引き」及び三要件を参考として行うことにより, 一般化できる法則を見出すことができていた。

第 3 として, 一般病棟での身体拘束の減少には, 身体拘束の看護研究を行うこと及び研修会への参加が効果

的であった。そのため今後も身体拘束に関する研究に取り組む必要性が示唆された。

引用文献

- 1) 緒方昭, 森田敏子, 河村圭子, 他: 看護研究への招待 (第 6 版), 2, (株) 金芳堂, 京都, 2014.
- 2) 第 35 回日本看護科学学会学術集会 (2015), 2015 年 12 月 2 日, <http://web.apollon.nta.co.jp/jans35/>.
- 3) 日本看護科学学会誌 (2015), 2015 年 12 月 10 日, <http://jans.umin.ac.jp/journal/index.html>.
- 4) 吉岡充, 田中とも江: 縛らない看護 (第 1 版), 259, (株) 医学書院, 2002.
- 5) 浅田真弓, 天賀谷隆, 板山稔, 他: 実践精神科看護テキスト第 10 巻行動制限最小化看護 (第 1 版), 99, (株) 精神看護出版東京, 2009.
- 6) 厚生労働省 (2002), 第 3 回「身体拘束ゼロ作戦推進会議」議事次第 資料 7 日本看護協会における「身体拘束ゼロ作戦」への取り組み, 2015 年 11 月 26 日, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1217-3.html>.
- 7) 武末希子, 恵美須文枝, 志自岐康子, 他: 「抑制」, 「固定」, 「拘禁」, 「拘束」に関する文献の動向 1973 年から 25 年間の国内文献について, 東京保健科学学会誌, 1, (1), 49-53, 1998.
- 8) 山本美輪: 看護経験年数による高齢者の身体抑制に対する看護師のジレンマの差, 日本看護管理学会誌, 9 (1), 5-12, 2005.
- 9) 四宮圭美, 安部千恵美, 坂本晴美, 他: 公立総合病院看護職の身体拘束に対する意識調査—状況判断時のジレンマを中心に—, 日本看護学会論文集 看護総合, 36, 52-54, 2005.
- 10) 三津山恵子, 鬼塚希, 古澤典子, 他: 内科病棟におけるせん妄患者の実態調査, 日本看護学会論文集 看護総合, 38, 229-231, 2007.
- 11) 刀柝優, 岡浦真心子, 生野圭: 安全な身体抑制の取り組み 一般科病棟における身体抑制の実態調査, 日本精神科看護学術集会誌, 56 (1), 60-61, 2013.
- 12) 志自岐康子, 習田明裕, 恵美須文枝, 他: 抑制 (身体拘束) 廃止による患者の変化—高齢者アセスメント表 (MDS) を用いて—, 東京保健科学学会誌, 5 (4), 217-224, 2003.
- 13) 大山奈緒美, 鈴木孝樹, 小竹恵子, 他: 脳血管障害患者における転倒予防のための抑制実施判断および抑制解除判断基準の要因分析, BrainNursing, 26

- (1), 105-114, 2010.
- 14) 新田幸子, 雲岡康子, 石川美香, 他: 安心ベルト使用による抑制緩和の試み~解除フローチャート導入による安心ベルトの削減を試みて~, インターナショナルNursingCareResearch, 12. (4), 35-43, 2013.
 - 15) 公益財団法人 日本医療機能評価機構 (2012), 病院機能評価 機能種別版評価項目, 2015年11月24日, <http://jcqhc.or.jp/pdf/works/ippan1.pdf#search=%E7%97%85%E9%99%A2%E6%A9%9F%E8%83%BD%E8%A9%95%E4%BE%A1+%E8%BA%AB%E4%BD%93%E6%8A%91%E5%88%B6>.
 - 16) 倉田貞美, 牧野公美子, 村上静子, 他: 一般病院における認知症高齢者への不必要な身体拘束防止の取り組み, 日本認知症ケア学会誌, 12 (4), 763-772, 2014.
 - 17) 矢野かおり, 佐藤文子: 抑制廃止にむけての取り組み, 共済医報, 62 (3), 270-275, 2013.
 - 18) 野田寿恵, 安齋達彦, 杉山直也, 他: 精神保健福祉資料 (630調査) を用いた隔離・身体拘束施行者数の分析, 精神医学, 54 (3), 317 - 323, 2012.
 - 19) 麻原きよみ, 大久保功子, 大森純子, 他: よくわかる質的研究の進め方・まとめ方 看護研究のエキスパートをめざして (第1版), 4, 医歯薬出版 (株), 東京, 2014.
 - 20) 高瀬幸子: 在宅高齢者へのソーシャルワーク実践—混合研究法による地域包括支援センターの実践の分析 (第1版), 75, (株) 明石書店, 東京, 2013.
 - 21) 大森美重, 中野智子, 吉澤恵一, 他: 回復期リハビリテーション病棟における取り組み—身体拘束解除に向けて—, 日本看護学会論文集 老年看護, 38, 79-81, 2008.
 - 22) 竹内ゆり, 川島明子, 中田雅子, 他: 身体拘束廃止に向けての看護職の意識調査—ビデオ学習を取り入れて—, 日本看護学会論文集 看護総合, 36, 67-69, 2005.
 - 23) 西嶋梓, 千葉由美, 佐々木晶世, 他: 都内医療機関における身体抑制 現状と関連要因の検討, 高齢者虐待防止研究, 5 (1), 94-102, 2009.
 - 24) 厚生労働省 (2014), 医療施設動態調査 (平成26年12月末概数), 2015年12月14日, http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/m14/dl/is1412_01.pdf.

分析対象文献

- 1) 山本美輪: 看護系経験年数による高齢者の身体抑制に対する看護師のジレンマの差, 日本看護管理学会誌, 9 (1), 5-12, 2005.
- 2) 西嶋梓, 千葉由美, 佐々木晶世, 他: 都内医療機関における身体抑制 現状と関連要因の検討, 高齢者虐待防止研究, 5 (1), 94-102, 2009.
- 3) 乙村優, 徳川早知子: 一般病棟で認知症高齢者とかわる看護師の困難, 日本精神科看護学会誌, 54 (3), 114-118, 2011.
- 4) 山本美輪: 認知症高齢者に対する身体的抑制時に看護師が抱くジレンマに対するコーピング因子—看護経験年数別による差異の検討—, インターナショナルNursing Care Research, 11 (3), 77-86, 2012.
- 5) 矢野かおり, 佐藤文子: 抑制廃止にむけての取り組み, 共済医報, 62 (3), 270-275, 2013.
- 6) 倉田貞美, 牧野公美子, 村上静子, 他: 一般病院における認知症高齢者への不必要な身体拘束防止の取り組み 看護師の認識および身体拘束実施状況の変化に関する量的検討, 日本認知症ケア学会誌, 12 (4), 763-772, 2014.
- 7) 松井美帆: 医療施設における身体拘束に対する看護師の認識と廃止へ向けた取り組み, 高齢者虐待防止研究, 10 (1), 121-128, 2014.